

騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

特定施設名	法		条例		
	項目番号	対象・規模	項目番号	対象・規模	
圧延機械	金属加工機械	1-イ	・原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの	1	・動力が22.5kW以上のもの
製管機械		1-ロ	・すべてのもの	2	・すべてのもの
ベンディングマシン		1-ハ	・ロール式に限る ・原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	3	・動力が3.75kW以上のもの
液圧プレス		1-ニ	・矯正プレスを除く	4	・矯正プレスを除く
機械プレス		1-ホ	・呼び加圧能力が294kN以上のもの	5	・呼び加圧能力が30トン以上のもの
せん断機		1-ヘ	・原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	6	・動力が3.75kW以上のもの
鍛造機		1-ト	・すべてのもの	7	・すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン		1-チ	・すべてのもの	8	・すべてのもの
blast		1-リ	・タンブラー以外のものであつて、密閉式のものを除く	9	・すべてのもの
タンブラー		1-ヌ	・すべてのもの	10	・すべてのもの
切断機		1-ル	・といしを用いるものに限る	—	
空気圧縮機	2	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	—		
圧縮機	—		11	・動力が7.5kW以上のもの	
送風機	2	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	12	・動力が3.75kW以上のもの	
破碎機又は摩擦機	3	・土石用又は鉱物用に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	13	・すべてのもの(土石用又は鉱物用のもの又は食料品、肥料の製造の用に供するものは動力が7.5kW以上のもの)	
ふるい機又は分級機	3	・土石用又は鉱物用に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	14	・動力が7.5kW以上のもの	
織機	4	・原動機を用いるもの	15	・原動機を用いるもの	
コンクリートプラント	5-イ	・建設用資材製造機械に限る ・気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	16	・すべてのもの	
アスファルトプラント	5-ロ	・建設用資材製造機械に限る ・混練機の混練重量が200kg以上のもの	17	・すべてのもの	

特定施設名	法		条例	
	項目番号	対象・規模	項目番号	対象・規模
ロール機	6	・穀物用製粉機に限る ・原動機の定格出力の合計が7.5kW以上	34	・破碎機及び摩碎機を除く
ドラムバーカー	7-イ	・すべてのもの	18	・すべてのもの
チッパー	7-ロ	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	19	・すべてのもの
碎木機	7-ハ	・すべてのもの	20	・すべてのもの
帯のこ盤	7-ニ	・製材用のものは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のものは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	—	
丸のこ盤	7-ホ	・製材用のものは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のものは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	—	
動力のこぎり機			21	・動力が0.75kW以上のもの
かんな盤	7-ヘ	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	22	・動力が0.75kW以上のもの
抄紙機	8	・すべてのもの	23	・すべてのもの
印刷機械	9	・原動機を用いるもの	24	・原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機	10	・すべてのもの	25	・すべてのもの
鋳型造型機	11	・ジョルト式のものに限る	26	・すべてのもの
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	—		27	・出力が3.75kW以上のもの
工業用ミシン	—		28	・同一建物に10台以上設置するものの
ニューマチックハンマー	—		29	・すべてのもの
コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機	—	※5-イに含まれる	30	・すべてのもの
金属用打抜機	—		31	・動力が2.25kW以上のもの
グラインダー	—		32	・サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除く
工業用ミキサー	—		33	・すべてのもの
重油バーナー	—		35	・重油使用量が15ℓ/h以上のもの
ゴム、皮又は、合成樹脂の打抜機又は裁断機	—		36	・すべてのもの
スチームクリーナー	—		37	・すべてのもの

特定施設名	法		条例	
	項目番号	対象・規模	項目番号	対象・規模
金属工作機械	—		38	・ 同一建物内に 5 台以上設置するもの
石材引割機	—		39	・ すべてのもの
ドラム罐洗浄機	—		40	・ すべてのもの
風力発電設備	—		41	・ 出力が 20kW 以上のもの
板金又は製罐の作業	—		42	・ 厚さ 0.5mm 以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業	—		43	・ すべてのもの
建設材料置場における運搬作業	—		44	・ 動力を用いる機械を使用する作業に限る ・ 土砂石の材料置場であって 1 月以上使用するもの